

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：37704

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26381164

研究課題名(和文)カナダ先住民族の高等教育実践に関する研究 BC州の先住民族自治体の「民族大学」

研究課題名(英文)A Study on Aboriginal Higher Educational Practices in Canada: Indigenous Post-Secondary Institutes in B.C.

研究代表者

広瀬 健一郎 (Hirose, Kenichiro)

鹿児島純心女子大学・国際人間学部・准教授

研究者番号：80352491

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、カナダのブリティッシュコロンビア州の先住民族自治体が、州立の高等教育機関との連携のもとに、先住民族の権利回復に向けて、具体的にどのような取組みをしているのかを、先住民族自治体が設置・運営する「民族大学」の取組みに即して明らかにしようとするものである。具体的に明らかにしたのは、以下の諸点である。連邦政府の先住民族大学に関する施策と先住民族大学の教育実践、ブリティッシュコロンビア州政府の先住民族大学に関する施策と先住民族大学の教育実践、ブリティッシュコロンビア州の州立大学による先住民族言語教員養成の取組みと先住民族言語教員養成における先住民族大学の役割。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify educational practices of Aboriginal post-secondary institutes for restoring Indigenous rights under the partnerships with public post-secondary institutes in British Columbia. Specifically, I clarified the following points; 1) Federal Indigenous post-secondary education policies to Aboriginal post-secondary institutes and the educational practices of the Aboriginal post-secondary institutes, 2) BC provincial Indigenous post-secondary education polices to Aboriginal post-secondary institutes and the educational practices of the Aboriginal post secondary institutes, and 3) the system of Aboriginal Language Teacher Education Program of the public Universities and the role of the Aboriginal post-secondary institutes to the system.

研究分野：教育学 比較教育学 カナダ地域研究

キーワード：先住民族教育

1. 研究開始当初の背景

これまで私は、カナダの先住民族が教育自治をいかに実現し、民族言語・文化の伝承とともに、進学、就職の支援をいかに進めてきたかを研究してきた。『現代カナダ先住民族教育制度史研究 教育自治体制の形成過程』(文部科学省科学研究費(若手研究B)平成20年3月終了)において、1940年代から2000年代までのカナダ連邦政府の先住民族教育政策の制度的枠組みと制度の史的展開を、先住民族による教育自治の実現という観点から明らかにした。続いて『現代カナダ先住民族教育実践研究 教育に関する先住民権保障の展開過程 教育に関する先住民権保障の展開過程』(日本学術振興会科学研究費(基盤研究C)平成25年3月終了)においては、かかる制度的枠組みのもとで、先住民族による教育自治が具体的にどのように保障されているのかについて、BC州の先住民族自治体の先駆的な取組みに着目し、その教育実践を明らかにした。

これらの研究を通じて、先住民族自治体による中等後教育機関(「民族大学」と略記)が、既存の高等教育機関との連携によって、先住民族自治体の教育自治を実現しようとしていること、あるいはその可能性を開いてきた様を見出した(広瀬2012)。「民族大学」では、教育課程編成や保育者・教員の養成、とりわけ先住民族言語・文化に関する教育課程の開発や先住民族言語・文化専門教員の養成、看護師、公務員、その他地域の担い手となる人材養成や地域づくりに関する研究調査を行うところが多い。先住民族教育自治の仕組みを解明するためには、先住民族言語・文化学習も含め、先住民族言語の復興や社会保障体制の拡充、雇用の創出等、先住民族自治体の「地域づくり」において、「民族大学」がどのように機能し、具体的にどのように運営されているのかを明らかにすることが、是非とも必要である。

わが国では、カナダの先住民族に対する高等教育機関の取組みは、サスカチュワン州のインディアン教員養成課程(ニュートン、1988)、アフーマティブ・アクションや奨学金制度の存在(新保・ストラザーズ、1999年)、ニスガ族の「ニスガ観者の家大学」(大山、2009年)等が紹介されているが、いずれも断片的な記述に留まり、先住民族教育のカリキュラムや教育内容、教育方法は未知であると言ってよい。一方、カナダでは、Stonechildが、先住民族に対する高等教育政策の制度的枠組みと制度の変遷を跡付けている(Stonechild, 2006)。しかしながら、カナダの「民族大学」については断片的な記述に留まっている。Beynonは、ツィムシャン民族議会がサイモンフレーザー大学や教育委員会と連携した教員養成の取組みについて若干の考察をしている(Beynon 2008)。Cowinは先住民族自治体が設置した「民族大学」を取り上げ、プログラムの概要を紹介し

ている(Cowin 2011)。しかし、これらの論考は、紹介するにとどまって、具体的にどのような協議やニーズのもと、いかなる財政基盤のもとに展開しているのか等、運営の実態に迫るものではない。この他、個々の高等教育機関における先住民族教育実践については、*Canadian Journal of Native Education*誌等実践報告や実践的研究課題を追究した論考がある。しかしながら、大学進学・卒業率の向上に向けた取組みに関心が集まっており、「地域づくり」における「民族大学」の役割や意義については、殆ど関心が払われていない。

(参考文献)

- Beynon, June(2008) *First Nations Teachers*, Calgary: Alberta Foundation for Arts.
- Cowin, Bob(2011) *Aboriginal Post-Secondary Education*: Formak Institution for the Adult Aboriginal Population, Maide In BC.-vol. , Douglas College.
- Stonechild, Blair(2006) *The New Buffalo: The Struggle for Aboriginal Post-Secondary Education in Canada*, Winnipeg: University of Manitoba Press.
- アールEニュートン(2008)「サスカチュワン州における多文化教育」(関口礼子編『多文化主義 教育に関する学際的研究』、東洋館出版社)。
- 広瀬健一郎(2012)「カナダにおける先住民族の『民族大学』の設立・運営 プリティッシュコロンビア州の先住民族自治体の取組み」(日本社会教育学会第59回研究大会レジュメ)
- 大山万里子(2009)「カナダにおける先住民族教育自治政策 プリティッシュ・コロンビア州のファースト・ネーション」(『龍谷大学経済学論集』49(1)、龍谷大学経済学部)。
- 新保満、シンサ・ストラザーズ・アン(1999)『変貌する先住民社会と学校教育』(御茶の水書房)。

2. 研究の目的

本研究は、カナダ、とりわけプリティッシュコロンビア州(以下、BC州)の先住民族自治体が設置・運営する「民族大学」が、既存の高等教育機関との連携のもとに、「地域づくり」に向けて、具体的にどのような取組みを展開しているのかを明らかにしようとするものである。BC州の先住民族自治体の「民族大学」は、州内の公私立大学と連携し、大学進学準備プログラムや職業訓練プログラム、教員や看護師等の専門家養成プログラム、先住民族研究を専門とする学科および学位の創設等、様々なプログラムを設置、運営してきた。わが国においても、アイヌ民族の権利回復に向け、高等教育機関の果たす役割について具体的な議論が待たれている。本研究は、カナダの事例を通して、アイヌ民族

への高等教育政策に対する示唆を得ようとするものである。

3. 研究の方法

現地調査を中心に資料収集を行う。BC州の州立大学・カレッジ（ノーザンブリティッシュコロンビア大学、ヴィクトリア大学、サイモンフレーザー大学、ニコラバレー工科大学、コムスンカレッジ、ノースウェストコミュニティカレッジ）および先住民族自治体が設置する「民族大学」（ニスガ観智の家大学、ギックサン・ウェットスウェッテン教育センター、サーニッチ成人学習センター）の計9校に関する先行研究、報告書、刊行物、大学文書、ウェブサイト記事、新聞や雑誌記事、実践記録を収めるとともに、関係者へのインタビュー調査を行う。この他、連邦およびBC州政府の政府刊行物や行政文書を収集し、関係者へのインタビューを行う。分析にあたっては、文献資料によって制度と実践の実態を検討しつつ、適宜、インタビューで得られた証言を位置づけて検討する。

4. 研究成果

(1) カナダ政府の中等後教育政策における先住民族大学

現在、連邦政府が「民族大学」を直接の助成対象としている施策は、2013年度に設置された「中等後教育パートナーシップ事業」である。これ以前には、「インディアン学コース支援事業」1989年から2013年まで設置されていた。本稿は、インディアン学コース支援事業から中等後教育パートナーシップ事業への移行過程を跡付けることをとおして、「民族大学」にとって中等後教育パートナーシップ事業がどのような制度的特質を有するのかを考察した。

第1に明らかになったことは、インディアン学コース支援事業には、中等後教育における先住民族自治の仕組みが存在したことである。インディアン学コース支援事業は、支援対象となる中等後教育機関に「民族大学」をあげていた。大学設置基準を満たさない「民族大学」であっても、既存の大学やカレッジと協定を締結することで、インディアン学コース支援事業の受給資格を得ることができた。インディアン学コース支援事業申請書の採択にあたっては、インディアン北方開発省地方事務所に、その地方の先住民族の意見を反映させる「地方委員会」の設置が定められていた。実際には「地方委員会」が機能していないところも多かった。だが、BC州やケベック州の先住民族は、最大限、教育自治を実現しようとしていた。教育プログラムの内容を見ると、まさに先住民族コミュニティを担う人材を育成するものが多かった。インディアン学コース支援事業のもとで、「民族大学」は、独自に財源をもとめつつ、先住民族自治の要の役割を担おうとしていた。

第2に明らかになったのは、中等後教育パ

ートナーシップ事業が、連邦政府の「経済行動計画」の一環として策定されたことである。中等後教育パートナーシップ事業が支援するプログラムには、先住民族のコミュニティのニーズに合うものというよりはむしろ、労働人口の減少を解消しようとする連邦政府のニーズに合うものを求めた。

第3に明らかになったことは、中等後教育パートナーシップ事業は、「民族大学」の支援を目的とするものではないことである。先住民族北方開発省は、助成の対象から先住民族団体を排除するとともに、「民族大学」の支援も、文言の上から排除した。さらに、BC州やケベック州では、中等後教育パートナーシップ事業の設置後、「民族大学」への助成は激減した。中等後教育パートナーシップ事業は、BC州やケベック州等では、「民族大学」を排除する装置として機能している。

第4に明らかになったことは、インディアン学コース支援事業が中等後教育パートナーシップ事業へと移行する過程で、先住民族の教育自治に対する破壊が進行したことである。「労働市場の高需要」に応えるプログラムは、大方の先住民族のニーズと異なっていることが先住民族側から主張されていたにもかかわらず、先住民族北方省はこうした主張に耳を傾けずなかった。先住民族との協議なく一方的に施策を決定、実施していた。また、先住民族とのパートナーシップの構築を謳ってはいるが、実際の採択の過程においては、「民族大学」や先住民族コミュニティと協定を結ぶような「パートナーシップ」は求めていなかった。この事業には、先住民族の意思決定への配慮は存在しない。さらに、事業申請書を本省で採択することにしたのは、採択の過程に先住民族が参画する余地を奪った。BC州の先住民族のように自ら採択にあたってきた先住民族に対しては、その地で先住民族が作りあげていた自治体制を直接破壊した。

以上を総じて、カナダ先住民族の「民族大学」、なかんずくBC州の「民族大学」にとって、連邦政府の中等後教育パートナーシップ事業は、その存立基盤を揺るがすものである。「民族大学」は公費支援大学の協力を得ながら、「労働市場の高い需要」の職業に結びつくプログラムを設置して補助金を得るか、独自に財源を確保しなければならない。もとより本事業の予算自体が小さいだけに、「民族大学」の存立基盤を強化するものとは言い難い。

(2) ブリティッシュコロンビア州の中等後教育政策における先住民族大学

BC州政府の先住民族中等後教育政策をあとづけながら、「民族大学」への施策を分析した。その結果、州高等教育省が、先住民族中等後教育政策の策定にあたり、「先住民族中等後教育パートナーグループ」の設置等、先住民族団体の意志を反映させる仕組みを

整備してきたことを明らかとなった。現在も、「新政策フレームワーク・行動計画」のもとで、「民族大学」の公的承認を目指して、行政と先住民族団体とによる協議が行われている。一方で、先住民族の意思決定への参画を保障する仕組みは、徹底を欠いていることも明らかとなった。先住民族コミュニティに教育プログラムを開設する事業においては、先住民族代表との協議を十分にすることなく、一方的に制度を改変するというようなことも見られる。

1990年の政府諮問委員会の勧告以来、「民族大学」の安定的な運営のための資金援助が先住民族側から絶えず要求されてきたが、公費の「民族大学」を除き、「民族大学」の安定的な運営のための財政支援の仕組みが構築されていないことが明らかとなった。「民族大学」の教育プログラムに種々の補助金が提供されているが、「民族大学」自体を運営していくに十分な額とは言い難い。しかも、これらの補助金は、すべての「民族大学」が利用可能なわけではない。多くの「民族大学」は「新政策フレームワーク・行動計画」による補助金制度だけではなく、独自に財源を獲得せねばならない状況にある。

先住民中等後教育州政府諮問委員会の勧告では、「民族大学」の開設する教育内容には先住民族言語や文化等、先住民族コミュニティの多様なニーズに応えるものが想定されていた。「民族大学」には、そのような教育プログラムを先住民族コミュニティにおいて開設する施設としての役割が期待されていた。しかしながら、州高等教育省が策定した「先住民族コミュニティ基盤パートナーシップ事業」や「先住民族コミュニティ基盤訓練パートナーシップ事業」は、先住民族コミュニティ近郊の開発事業に対する雇用訓練が圧倒的に多い。先住民族コミュニティのニーズに応えるというよりは、労働者不足の解消という州政府側のニーズに応えるものになっていることが明らかとなった。

このような先住民族中等後教育政策の枠組みの中にあって、しかし、「民族大学」が、雇用対策の職業訓練だけでなく、先住民族自治体の教育や福祉、行政、地場産業の育成、先住民族言語や文化等に関する教育プログラムの開設につとめてきたことも明らかとなった。また、高等教育への進学支援に関するプログラムを開設するところも多い。高等教育をうけて豊かな教養とスキルを身につけた若者が先住民族コミュニティに戻ってくることを期待しているとすれば、これもまた、自治の担い手を育成しようとしていると考えることが可能である。「民族大学」は、限られた補助金プログラムの中で、先住民族自治の要としての機能を担うべく、格闘している。

(3) ブリティッシュコロンビア州の大学による先住民族教育における「民族大学」

の役割

BC州の州立大学(UniversityおよびInstitutes)の先住民族言語文化の継承に関する施策を明らかにしつつ、先住民族居住地に設置されている「民族大学」の果たす役割を明らかにすることを試みた。とりわけ先住民族言語文化を教授する教員養成の仕組みに着目し、制度の概要や特色を考察した。

その結果、第1に、先住民族言語科目に大学の単位を付与したことが、その後の先住民族言語教員養成制度の出発点となっていたことが明らかになった。大学において先住民族言語・文化を教育研究し、先住民族に教授することが、先住民族言語・文化の継承の制度的基盤となっていることが明らかとなった。

第2に、先住民族教員の養成は、なるたけ先住民族居住地にて行おうとしてきたことが明らかになった。また、大学と先住民族自治体等の先住民族団体との協議を重ねながらプログラムの運営をしている点に特色があることも明らかになった。教員基礎免許課程に関する補助金の分配にあたっては、ファーストネーション教育運営委員会(First Nations Education Steering Committee: FNEESC)がこの任にあたっている。大学の協力や財団等の補助金を得るのであっても、先住民族による教育自治の仕組みが確保されている点が重要である。

第3に先住民族言語教員の養成が、単なる教員養成ではなく、この制度そのものが、先住民族言語の継承者を養成するものであることが明らかになった。また、先住民族言語教員の養成と先住民族言語の教科化が一体のものとして展開していること、先住民族言語が教科となっている地域では、州の認可を受けている先住民族学校が多数存在することを指摘した。これらのことを踏まえると、先住民族言語を教科化し、これを担当する教員を養成するとともに、先住民族学校で教授することで、まさに、先住民族言語の継承を、学校教育の仕組みの中で保障することを可能にしていることが示唆される。

第4に、このような仕組みを、「民族大学」が州立大学とともに築いてきたことが明らかとなった。セクウェム文化・教育協会のような「民族大学」の存在が、大学レベルの先住民族言語教育プログラムの設置を可能にし、その後の上級話者養成プログラムの基盤をつくっていた。ファーストネーション言語文化基礎免許状の養成課程の立ち上げや運営に、数多くの「民族大学」が参画してきた。「民族大学」の存在は、先住民族言語先住民族言語の継承を確かなものとする制度的基盤となっている。

以上の研究成果から、アイヌ民族に対する高等教育政策への示唆を引き出すと以下ようになる。第1に、「アイヌ民族学科」等の「アイヌ民族学」を専攻する学科を設置す

ることである。とりわけアイヌ語・アイヌ文化の継承が危機的な状況に照らせば、アイヌ語を専攻する学科の設置が急がれる。

第2にアイヌ語の継承・復興を目指すのであれば、アイヌ語を正規の教科として学習指導要領に位置付けるとともに、アイヌ語教員の養成を行うことである。アイヌ語科があることによって、アイヌ語教員の養成が必要となり、アイヌ語教員を養成することは、まさにアイヌ語話者の育成に他ならない。

第3にこのような教育をアイヌ民族が多数居住する地域で実施する方図を模索することである。わが国にもアイヌ民族が集う施設がいくつか存在する。かかる施設を拠点にして、とりわけ北海道内の国公立大学と提携して、アイヌ語やアイヌ文化を学ぶ機会を設けることは、アイヌ語やアイヌ文化の継承、ひいてはアイヌ民族としてのアイデンティティを育むことになるものと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

広瀬 健一郎、ブリティッシュ・コロンビア州における先住民族の学力を保障する取組みの展開 学力格差是正の施策と教育実践 -、カナダ教育研究、第 13 号、カナダ教育学会、査読なし、2015、14 - 15

広瀬 健一郎、カナダの先住民族中等後教育政策における先住民族大学、こども学研究：鹿児島純心女子大学発達臨床センター紀要、第 8 号、査読なし、2016、32 - 46

広瀬 健一郎、ブリティッシュコロンビア州政府の先住民族中等後教育政策における先住民族大学、こども学研究：鹿児島純心女子大学発達臨床センター紀要、第 9 号、査読なし、2017、72 - 89

広瀬 健一郎、ブリティッシュコロンビア州の大学による先住民族教育における「民族大学」の役割、こども学研究：鹿児島純心女子大学発達臨床センター紀要、第 10 号、査読なし、2018、印刷中

〔学会発表〕(計 2 件)

広瀬 健一郎、ブリティッシュ・コロンビア州における先住民族の学力を保障する取組みの展開 学力格差是正の施策と教育実践 -、カナダ教育学会・オセアニア教育学会共催研究大会、於、桜美林大学四谷キャンパス、2014 年 11 月 24 日

Hirose, Kenichiro, Restoring Strategies of Ainu Rights to Education:

Suggestions from First Nations' Experiences in Canada, *Indigenous Conference on Policy towards Indigenous Peoples: Lesson to be Learned*, Centre for Environmental and Minority Policy Studies, Hokkaido University, Sapporo, December 4, 2017, JAPAN

〔図書〕(計 1 件)

広瀬 健一郎、カナダにおける先住民族教育システム構築のための論理と戦略 日本への示唆を求めて - 日本社会教育学会編 アイヌ民族・先住民族教育の現在 (日本の社会教育) 第 58 集、査読あり、2014、166 - 179

6. 研究組織

(1) 研究代表者

広瀬 健一郎 (HIROSE, Kenichiro)
鹿児島純心女子大学・国際人間学部・准教授

研究者番号：80352491